



十市報審答申第1号
令和6年1月29日

十和田市長 小山田 久 様

十和田市特別職報酬等審議会
会長 岡野 昇三



十和田市特別職報酬等の額について（答申）

令和5年10月4日付け十市総第856号で諮問のありました議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する審議会の意見

議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、次表のとおり増額することが適当である。

・ 議会の議員の議員報酬の額

職名	現行（月額）	答申額（月額）	改定額
議長	450,000円	453,000円	+3,000円
副議長	391,500円	394,000円	+2,500円
議員	362,000円	364,000円	+2,000円

・ 市長、副市長及び教育長の給料の額

職名	現行（月額）	答申額（月額）	改定額
市長	861,000円	867,000円	+6,000円
副市長	700,000円	704,000円	+4,000円
教育長	631,000円	635,000円	+4,000円

審議の概要

1 審議経過

令和5年10月4日付け十市総第856号で諮問のありました議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下、「報酬額等」という。）について、本審議会を4回にわたり開催し、審議を行いました。

その結果、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、増額することが適当であるとの結論に至りました。

2 答申の理由

はじめに、国の通知に基づき審議会において報酬額等を検討する際に参考とすることとされている、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における報酬額等、本市における報酬額等のここ数年来の改定の経緯、並びに一般職の職員の給与改定の状況等についての確認及びその状況に基づく検討を行いました。

本市の報酬額等については、他の類似団体と比較すると中位の水準であること、並びに平成16年度の新市施行以降据え置かれていること、また一般職の職員の給与は近年は増額傾向にあること、更に消費者物価指数が上昇していること、財政状況として基金残高が増えていること等を踏まえ、慎重に審議を行いました。

委員からは、類似団体と比較すると、市長の給料は平均より若干低いものの、全体としては十和田市の報酬額等は平均的であること、物価・燃料費高騰により市民生活が厳しい状況にあることを考慮すると据置きが妥当ではないか、等の意見がありました。

しかしながら、新十和田市施行以来一度も改定していないこと、一般職の給与は近年増額改定が続いていることを踏まえ、また、本市を引っ張っていく立場として特別職に責任感を持ってもらい、市をより良くしてほしいという期待を込め、増額改定とすることが適当であるとの意見集約がなされました。

額の算定にあたっては、現在の役職の給料又は報酬の額の関係性をみると、市長の給料額を基準とした場合の役職毎の比率が類似団体平均の比率とほぼ一致している現状を踏まえ、はじめに市長の給料の増額率を算定し、次にその率を副市長及び教育長に適用すること、そして、同様にその率を議長、副議長及び議員にも適用する方法によることが適当であるとの結論に至りました。

この結論に基づき、市長の給料は、類似団体の中で十和田市と人口規模が近い団体の平均と均衡する額となるよう月額6,000円の増と算定し、その増額率は0.7%となることから、当該増額率を副市長及び教育長にも適用したものを答申額としました。

また、併せて、議会の議員の議員報酬の増額率についても、市長と同じ増額率を適用したものを答申額としました。

3 審議会の開催状況

審議会	開催日	主な内容
第1回	令和5年10月4日	辞令交付、資料説明、質疑
第2回	令和5年11月15日	資料説明、質疑、審議
第3回	令和5年12月22日	資料説明、質疑、審議
第4回	令和6年1月18日	資料説明、質疑、審議、答申案検討

(参考)

令和5年度十和田市特別職報酬等審議会委員名簿（五十音順）

敬称略

氏名	所属・役職名等	備考
赤坂 恵子	市民委員	
今泉 湧水	十和田商工会議所 会頭	
江渡 恵美	社会福祉法人十和田市社会福祉協議会 会長	会長職務代理者
岡野 昇三	北里大学獣医学部 学部長	会長
加藤 武彦	市民委員	
田島 一史	十和田市建設業協会 会長	
中沢 洋子	特定非営利活動法人十和田 NPO 子どもセ ンター・ハピたの 代表理事	
畠山 一男	十和田おいらせ農業協同組合 代表理事組合長	
升澤 博也	十和田市町内会連合会 会長	
力石 優	公益社団法人十和田青年会議所 理事長	